

## 施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
情報公開事業	○ 市情報公開条例に基づき、市の保有する公文書を公開する。 ○ 情報公開及び個人情報保護に関する専門的知識を有する弁護士と委託契約を締結する。	H30以前～ R8以降	66	総務課
個人情報保護事業	市個人情報保護条例に基づき、市民に対して、自己情報の開示請求権及び訂正請求権を保障し、市においては、個人情報の収集、利用、管理という一連の過程における適正な取り扱いについて基本的なルールを定める。	H30以前～ R8以降	36	総務課
特定個人情報保護事業	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき個人番号利用事務及び個人番号関係事務の実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止等の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされている。これを受けて、市では山陽小野田市特定個人情報の取扱いに関する管理規程を定め、保有特定個人情報を適切に管理するための安全管理措置を講ずることとしている。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	総務課
市議会対応事務事業	市の議決機関である市議会との間において、議会の招集や議案の提出について様々な事務を行っている。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	総務課
例規関係事務事業	○ 各課が起案する例規について指導・助言を行うとともに審査を行う。 ○ 公布・告示・公告等の公告式を統括する。 ○ 市の例規をデータベース化し、管理するとともに、ホームページで公開する。	H30以前～ R8以降	8,612	総務課
その他法制関係事務	○ 訴訟、和解及び不服申立ての総括事務 ○ 行政手続法及び行政手続条例に基づく総括事務 ○ 住民投票条例に基づく総括事務 ○ 直接請求(条例制定改廃等)の事務 ○ 法令等の運用・解釈の助言・指導 ○ 法令集・解釈書等の整備	H30以前～ R8以降	1,566	総務課
文書管理事務事業	○ 文書事務の総括 ○ 郵便物等の受取及び差出並びに支所等への文書送付 ○ 文書事務に係る消耗品の一括購入 ○ 印刷機・圧着機・裁断機等の管理	H30以前～ R8以降	25,453	総務課
公印管理事業	○ 公印規則による適正な公印の管理 ○ 公印の新調・廃止 ○ 公印台帳の整備	H30以前～ R8以降	20	総務課
行政区域関係事業	○ 市の境界の確認等に関する事務 ○ 町又は字の区域の新設等に係る告示の総括 ○ 新たに生じた土地の確認に関する事務(権限移譲)	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	総務課
文書管理システム運用事業	平成29年1月に導入した文書管理システムの安定した運用を図る。	H30以前～ R8以降	938	総務課

## 施策体系外・繰出金

文書管理システム更新事業	現在使用している文書管理システムの利用契約が終了する令和4年1月からの契約の更新。 行政手続の電子処理化を促進するために、電子決裁機能が付いている。 会計年度任用職員制度の導入及び電子決済機能の追加に伴い、システム使用者数を現在の300人から500人に増加させる。	R3～ R8以降	1,386	総務課
庁舎管理事業	○本庁舎・周辺敷地・附帯設備の適切な管理の実施 ○計画的な改修・修繕の実施	H30以前～ R8以降	48,748	総務課
庁内放送・庁内電話管理事業	○市職員等に周知を図る事項について適宜、庁内放送を通じて情報を伝達する。 ○代表電話にかかってきた外線を、電話交換手が適宜、関係部署につなぐ。	H30以前～ R8以降	3,876	総務課
庁内電話・庁内放送管理事業(臨時分)	○現在の電話交換機は、平成19年1月に導入しているが、法定耐用年数である6年を超えて使用している。電話交換機に異常が発生した場合、交換機能の一切が使用不可能となるため、電話交換機の更新を行う。 ○庁内放送設備は、導入よりかなりの年数が経過し、一部音量の調整ができない等の不具合も発生している。庁内放送も円滑な行政運営のため更新を行う。また合わせて3階大会議室の放送設備も不具合が多いため更新を行う。	R2～ R3	19,814	総務課
表彰関係事業	○国の栄典・県の表彰に係る被表彰者の推薦 ○市の功労者一般表彰等 ○市のスポーツ文化功労者等の表彰	H30以前～ R8以降	215	総務課
連絡調整事業	○他の執行機関等との連絡調整 ○市政全般の総合調整	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	総務課
固定資産評価審査委員会事務	○固定資産の価格に関する不服の申出があった場合、固定資産評価審査委員会を開催し、不服についての審査及び決定を行う。	H30以前～ R8以降	48	総務課
他に属さない事務事業	○市史等の販売 ○儀礼式典 ○非核平和 ○共催・後援の統括 ○寄附採納の統括	H30以前～ R8以降	189	総務課
庁舎管理事業(産業廃棄物処理業務)	○産業廃棄物処理委託料 市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	R1～ R8以降	597	総務課
本庁舎環境改善事業	令和2年度末で完了する本庁舎整備事業の後継、2期改修として実施設計済み。耐用年数を迎える空調機の更新、老朽化の著しい屋上防水の施工、外壁の改修を行いつつ、市民サービスの向上を企図した庁舎内の執務レイアウトの変更を行いたい。加えて、共済会館等の建物の解体を位置づけるとともに、外構を整備していく必要がある。また、設備更新後の本庁舎に対するLCC、BCP計画を策定し、災害時における活動等を確実なものとしたい。	R2～ R4	61,310	総務課

## 施策体系外・繰出金

行政不服審査関係事務	国民の簡易迅速な権利救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として設けられている行政不服審査制度の全面改正がなされ、平成28年度から、審査請求の一元化、審理員制度、第三者機関への諮問制度等が導入された。審理員に関する業務については市において、第三者機関に関する業務については山口県市町総合事務組合が行う。	H30以前～ R8以降	10	総務課
法律相談業務委託事業	複雑多様化する法律問題に対応するための一助とするため、弁護士と相談ができる体制を構築する。	H30以前～ R8以降	993	総務課
公平委員会事務事業	職員に係る不利益処分に対する審査請求及び勤務条件に関する措置に対して、裁判・判決、職員からの苦情相談、職員団体の登録事項変更、管理職員等の範囲を定める事務及び職員団体登録事務を行う。 令和2年度より、山陽小野田市公平委員会事務を山口県市町総合事務組合内山口県市町公平委員会の共同処理事務に移管したことに伴い発生する県市町総合事務組合への一般負担金を計上する。	R2～ R8以降	1,004	総務課
山陽小野田市庁舎建設整備基金事業	庁舎建設時には多額の経費を必要とするが、一般財源等を活用して計画的に基金に積み立てることで、庁舎建設の財源として活用することが可能となる。このことにより庁舎建設時の財政負担軽減に資する。強いては、庁舎建設時の市民サービスの低下を防ぎ、もって市民サービスの向上と市内経済の活性化に寄与することを目的とする。	R3～ R8以降	100,000	総務課
市長の秘書に関する業務	市長が職務に専念できる執務環境を確保し、市政運営を円滑に行えるよう支援する。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	総務課
庁議に関する事務	市政に関する重要事項を審議するとともに、情報・問題の共有化を図ることにより、効率的かつ円滑な行政運営を行う。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	総務課
基幹統計調査の実施に関する事務	統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査を実施する法定受託事務	H30以前～ R8以降	2,725	総務課
調査員確保対策事業	山口県統計調査員確保対策事業要綱に基づき、国及び県が実施する統計調査に従事する統計調査員を確保し、その資質の向上を図る。	H30以前～ R8以降	17	総務課
山口県統計協会負担金負担事業	統計の普及と統計技術の向上を図り、地方統計の発展に寄与するために、山口県統計協会の正会員として負担金(法令外)を負担する。山口県統計協会は、統計普及事業として統計大会の開催、調査員の表彰、研修、各種統計図書の刊行をしており、正会員には山口県統計年鑑等統計図書データを無償頒布している。	H30以前～ R8以降	8	総務課
新型コロナウイルス等感染症対策基金事業	イベントの中止等に伴い不要となった一般財源や寄附金を活用して基金に積み立てることで、新型コロナウイルス等感染症の影響に伴う市民への生活支援、事業者への経済支援、新たな感染症の発生を想定した事前の備え等を実施するに当たって財源として活用し、もって市民の安全安心の確保と市内経済の活性化に寄与することを目的とする基金の造成等を行うもの。	R2～ R8以降	1,000	総務課

## 施策体系外・繰出金

職員健康管理事務	労働安全衛生法に基づき、職員が健康的に職務が遂行できる環境を整える。平成28年からストレスチェック制度を導入し、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止、労働者自身のストレスへの気づきを促す、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることを目的とする。また、令和2年度からは、会計年度任用職員についてもストレスチェックの対象となった。	H30以前～ R8以降	7,407	人事課
公務災害事務	地方公務員法第45条、地方公務員災害補償法第69条、労働基準法第75条、労働者災害補償保険法第1条、第3条に基づく事業であり、公務中の災害を補償することで、公務に集中できる職場環境を提供する。	H30以前～ R8以降	970	人事課
共済組合事務	地方公務員法第43条に基づき、各種福利厚生事業を行う。	H30以前～ R8以降	792	人事課
職員共済会事務	地方公務員法第42条に基づく地方公共団体の義務業務。各種給付金の給付事業や、人間ドッグ利用助成など福利厚生事業のほか、プロ野球観戦など、職員の元気回復事業を行う。	H30以前～ R8以降	3,414	人事課
人事管理事務(臨時分)	山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例に基づき、山陽小野田市特別職報酬等審議会を2年毎に開催し、意見を聴く。ほか、人事管理上必要な事務を行う。	H30以前～ R8以降	200	人事課
地籍調査成果管理事業	地籍調査に関する図面(一筆図に図根点、筆界点の座標及び求積表が入ったもの等)の閲覧、交付に対応するとともに、地籍調査の結果に誤りを認めた場合は、地図訂正や地積更正を行う。	H30以前～ R8以降	2,003	税務課

## 施策体系外・繰出金

自治基本条例見直し事業	「市民が主役のまちづくり」の実現を目指して、その道しるべとなる市政運営の最も尊重すべき規範として、自治基本条例が平成24年1月1日から施行された。同条例第35条の規定により、5年を超えない期間ごとに自治基本条例審議会においてこの条例の見直しを検討することが定められているため、令和3年度において見直しの検討を行うための会議を開催する。	H30以前～ R8以降	381	企画課
第二次山陽小野田市総合計画改訂事業	第二次山陽小野田市総合計画は、平成30年度から令和11年度までの12年間を計画期間としている。この計画期間は、前期4年、中期4年、後期4年の3期に区分される。このため、前期又は中期の最終年度とその前年度(令和2年度・令和3年度、令和6年度・令和7年度)においては基本計画の見直しを行い、次期4年間の計画を策定する必要がある。なお、中期基本計画からは、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化して策定する。	R1～ R8以降	3,591	企画課
地方版総合戦略の効果検証事業	地方版総合戦略については、その効果を検証することが求められており、当初設定した数値目標や重要業績評価指標(KPI)の達成度合いについて、外部有識者委員も含めて検証し、その結果必要に応じて見直しや地方版総合戦略の改訂を行うもの。本市総合戦略の計画期間は、平成27年度～平成31年度の5年間となっていたが、令和3年度まで延長する予定。	H30以前～ R2	63	企画課
地方財政状況調査(決算統計)事務	「地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令」(昭和28年)に基づき、毎年各自治体で定期的に作成されるもので、総務省より「地方財政白書」として公表されるものである。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	財政課
地方交付税事務	地方交付税算定のため、交付税算出資料を作成する。 ●普通交付税:各種基礎数値の提出(4～5月)、県へ算出資料を提出・交付額決定(7月)、翌年度基礎数値の提出(10月) ●特別交付税:各種基礎数値・資料の提出(9月)、交付額決定(3月)	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	財政課
健全化判断比率及び資金不足比率の算定事務	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、国の定める調査様式により算定する。 監査委員による審査の後、意見を付して議会へ報告する。 市民に対しては、市広報及びホームページを通じて公表する。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	財政課
財務会計システム構築・運用事業	平成14年に導入した現行の財務会計システムは、様々なカスタマイズを施し、また、サーバ機器等の更新を行うことで、長期的な運用を図ってきたが、令和3年9月に保守期限が到来するため、これに伴う新たなシステムの導入が喫緊の課題となっている。 新たなシステムでは、法令に則った財務処理が実行できることはもとより、現在、別システムとなっている起債管理システムを統合し、あわせて、統一的な基準による財務書類を作成するための仕組みを構築し、業務の効率化を図る。	R1～ R8以降	13,397	財政課
財務情報システム運用事業	予算の調製やその執行については、法令等に基づき適正に事務処理を行うことはもとより、説明責任という観点では、市の判断や決定事項については、明確な根拠や説明が求められる。また、個々の職員の財務知識の向上は、行財政運営に不可欠である。 職員が共用できるオンラインによる財務情報提供サービスを導入することで、事務処理の適正化、説明責任の履行の強化及び職員の資質の向上を図る。	R1～ R3	119	財政課

## 施策体系外・繰出金

管理自動車管理・運行事業	市の業務に必要な不可欠な管理自動車の管理・運行・整備に関する事業であり、管理自動車の一元管理による公平な車両供給と効率化及び維持管理費の軽減を図る。	H30以前～ R8以降	12,339	財政課
管理自動車更新事業	老朽化の進む市保有の管理自動車を、年次的にリース車に入れ替えることにより、新車を購入するのに比べ単年度の出費を軽減させる。 また、現在リース契約を行ってる車両についても老朽化が進んでいるため、安全性を勘案して順次更新を行う。	H30以前～ R8以降	717	財政課
市有財産維持管理事業	市有財産管理運用指針に基づき、市有財産の適正な維持管理を行う。あわせて、財務規則に基づく市有財産の総括的管理を行う。	H30以前～ R8以降	2,752	財政課
市有財産損害保険事業	予期せぬ損害に迅速に対応し、市有財産の損害補てん及び市の賠償責任の負担に備えるため、市民賠償責任保険、建物火災保険及び道路賠償保険への加入及び保険請求事務を行う。	H30以前～ R8以降	647	財政課
情報システム管理・運営事業	住民情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	H30以前～ R8以降	117,560	情報管理課
住民情報系システム更新事業	本市の住民情報系基幹システムは、令和元年度にやまぐち自治体クラウド(7市町)により共同調達を行っており、利用する機器類は全てリース物件である。本事業は国のガイドラインに準拠して記憶装置を安全に管理するために修理HDD返却不要サービスを利用するものである。	R2～ R6	1,538	情報管理課
社会保障・税番号制度対応にかかるシステム改修事業	現行の自治体中間サーバー・プラットフォームは、平成28年度の稼働後、令和3年7月をもって保守停止となるため、次期システムの更新を地方公共団体情報システム機構(J-LIS)により、令和元年度から設計・構築を行い、令和3年8月に運用を開始する。	R1～ R3	1,064	情報管理課
ハードウェア・ソフトウェア保守事業	内部情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	H30以前～ R8以降	21,208	情報管理課
行政系端末更新事業	行政系ネットワークシステムで現行利用しているWindows8.1端末のサポートが令和5年1月11日で終了するため、令和4年度に端末550台を更新を予定している。しかしながら、現行端末は、購入後7～8年を経過しており、令和3年度は故障等の事態に備えるため中古端末を購入し延命を図る。	R3～ R8以降	660	情報管理課
ウイルス対策ソフトウェアバージョンアップ事業	行政系及びインターネット系で稼働しているサーバ及び端末でウイルス対策として導入しているソフトウェアのバージョンは、令和3年度中にメーカーのサポートが終了し、ウイルスパターン更新やウイルス検索等の動作が保証されなくなる。よって、ソフトウェアのバージョンアップを実施しシステムの安定稼働を図る。	R3～ R3	930	情報管理課
ネットワーク管理・運営事業	ネットワークの安定稼働のため通信基盤の管理・運営を行う。	H30以前～ R8以降	31,073	情報管理課
イントラネット通信機器更新事業	平成23年度に更新した旧小野田地区のイントラネット通信機器が令和元年度に一部が保守停止となるため、市役所本庁舎耐震改修事業に合わせて令和元年度と令和3年度に更新を行う。	R3～ R8以降	5,923	情報管理課

## 施策体系外・繰出金

国道190号日の出電線共同溝設置に伴うインフラネット光ケーブル入溝事業	国が国道190号線の電線地中化に伴い、令和3年度に、共同溝設置工事費の負担金、電柱から共同溝までの連携管路設置費用、ケーブルの入線費用が必要となる。 該当：国道190号の横断1か所（共同溝施工区域内管路延長71.2m、連携部分30.4m）	R1～ R8以降	10,015	情報管理課
情報セキュリティポリシー実施事業	セキュリティポリシーの実施状況を確認していくとともに、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化に柔軟に対応できるよう、内容の見直しを図っていく。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	情報管理課
情報セキュリティ監査事業	情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、計画に沿った情報セキュリティ監査を実施する。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	情報管理課
情報セキュリティ対策研修等事業	市民の個人情報等情報資産のセキュリティ確保のためには、システム面はもちろんのこと、人的面においても万全の情報セキュリティ対策を講じる必要がある。	H30以前～ R8以降	135	情報管理課
山口県情報セキュリティクラウド更新事業	平成29年4月に運用開始した山口県情報セキュリティクラウドは、令和3年度末に更新時期を迎えるが、仕様検討部会において、これを1年程度延長利用し、令和5年度に更新することを前提に検討が進められている。	H30以前～ R8以降	4,276	情報管理課
WEB会議環境整備事業(市役所)	WEB会議の需用増に対応するため、令和2年度に整備したWEB会議環境を拡張整備する。	R3～ R3	2,004	情報管理課
戸籍事務事業	出生、婚姻等の届出を受けて、その親族的身分関係を登録、削除、創設、公証するために戸籍に記載して管理する。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。	H30以前～ R8以降	852	市民課
住民基本台帳事務事業	住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するための住民基本台帳法に基づく自治事務である。 住民異動届の提出を受け、住民基本台帳へ登録することにより居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎としている。	H30以前～ R8以降	1,842	市民課
特別永住許可事務及び市区町村在留関連事務事業	平成24年7月に外国人登録法が廃止され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったため、居住関係が明確になり、在留管理に必要な情報を把握することができるようになった。 市では、出入国管理及び難民認定法に基づき中長期在留者と特別永住者に係る住居登録、特別永住者証明書の交付事務、法務省端末との情報連携処理を行う。	H30以前～ R8以降	22	市民課
印鑑登録事務事業	本人からの印鑑登録申請に基づき、厳密な登録資格要件審査、本人確認、登録意思確認を行い登録印の印影を磁気ディスクに取込み印鑑登録原票を作成し、印鑑登録証を発行する。その登録証を提示していただくことにより印鑑登録証明書を発行する。	H30以前～ R8以降	66	市民課
臨時運行許可事務事業	道路運送車両法の運行要件を満たしていない車両を新規登録又は継続検査等の目的で陸運局等まで運行する必要がある際、要件を審査のうえ5日間を限度として臨時運行の許可を与える。道路運送車両法、山陽小野田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則に基づき実施。	H30以前～ R8以降	11	市民課

## 施策体系外・繰出金

船員事務事業	船員は、船員手帳を受有しなければならないため、地方運輸局で手帳の交付申請等を行う必要がある。しかしながら、地方運輸局の窓口は少なく不便であるため、国土交通大臣の指定を受けた港に隣接する地域の市町村が事務を代わりに行うこととなっている。本市も平成18年に船員法第109条第1項の指定(告示)を受け、市民を含む関係者の方の利便性の向上に努めている。	H30以前～ R8以降	18	市民課
戸籍情報システム改修事業	戸籍法及びデジタル手続法の一部を改正する法律に係る戸籍情報システムの改修を行い、戸籍副本データ全件を戸籍サーバへ送信し、各市区町村間で連携運用を行い、総合運用試験支援までの工程を委託するものである。この改修は、戸籍、附票、住民基本台帳と3分野に分かれている。	R2～ R5	14,431	市民課
水道事業会計繰出金(児童手当)	地方公営企業繰出基準に基づき、水道局職員に係る児童手当の支給に要する経費の一部を繰出す	H30以前～ R8以降	3,391	環境課
水道事業会計繰出金(統合事業)	鑄物師屋・西山地区簡易水道について、清浄で豊富低廉な水を供給し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的に、上水道事業に統合する。 令和元年度:上水道統合事業に必要な資料作成及び設計業務委託等。 令和2年度:既設配水池への送水管布設及び受水槽並びにポンプ場の建設工事。 令和3年度:上水道事業に統合し、簡易水道事業を廃止。事業は、すべて水道局が実施するため、市は地方公営企業繰出基準に基づき、出資を行う。	R1～ R8以降	9,705	環境課
介護保険特別会計繰出金	一般会計の負担となる介護給付費に係る法定負担割合分及び地域支援事業に係る一部を除く費用について、介護保険特別会計へ繰り出すもの。	H30以前～ R8以降	1,048,136	高齢福祉課
国民健康保険 特別会計繰出金事業	国民健康保険基盤安定及び負担軽減対策等の一般会計から国民健康保険会計への繰出金	H30以前～ R8以降	582,319	国保年金課
後期高齢者医療 特別会計繰出金事業	保険基盤安定等の一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金	H30以前～ R8以降	279,705	国保年金課
病院事業会計繰出金	地方公営企業法に基づき、毎年度総務省より通知される「地方公営企業の繰出金について」に定められた基準の範囲内で繰出金を支出する。	H30以前～ R8以降	420,811	健康増進課
石油基地自治体協議会負担金事業	国に対し石油備蓄施設立地対策等補助金の意見陳述や災害時における相互応援体制を構築するために石油基地自治体協議会に加入し、石油化学コンビナートが所在する自治体と連携を図る。	H30以前～ R8以降	13	商工労働課
工業用水道事業会計繰出金	水道局(工業用水道事業会計)職員に係る児童手当の給付に要する経費を負担する。	H30以前～ R8以降	336	商工労働課
山陽小野田市山陽有線放送電話共同設置協会本部局舎撤去事業	山陽小野田市山陽有線放送電話共同設置協会の解散に伴い、JAから使用貸借している本部局舎用地を早急に原形に復し土地を返還する必要が生じた。これにより、電源立地促進対策交付金によって昭和53年に建設した有線放送協会本部局舎を解体する。	R3～ R3	21,831	農林水産課



## 施策体系外・繰出金

下水道事業会計繰出金 (農業集落排水事業)	一般会計と公営企業会計の経費区分の原則に基づいて一般会計が負担すべき経費の繰出金。	H30以前～ R8以降	24,235	農林水産課
津布田一丁田地区かんがい排水施設(保守・維持管理)	津布田一丁田かんがい排水施設は、石炭採掘を終了した昭和46年頃から古洞水の上昇により下流農地に発生しはじめた湿田被害を解消するため、平成6年度に設置されたポンプ施設である。当該施設には、地下水位を低下させるために2台のポンプが設置されている。時限立法である臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法が平成13年で廃止されるため、排水施設については旧山陽町の時に財産譲与を受けており、平成11年3月18日付けにかんがい排水施設維持管理費契約締結後に、運営基金として59,132,000円交付されている。(平成30年度末残高 56,838千円)	H30以前～ R8以降	400	農林水産課
津布田一丁田地区かんがい排水施設(修繕)	津布田一丁田かんがい排水施設は、石炭採掘を終了した昭和46年頃から古洞水の上昇により下流農地に発生しはじめた湿田被害を解消するため、平成6年度に設置されたポンプ施設である。当該施設には、地下水位を低下させるために2台のポンプが設置されている。時限立法である臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法が平成13年で廃止されるため、排水施設については旧山陽町の時に財産譲与を受けており、平成11年3月18日付けにかんがい排水施設維持管理費契約締結後に、運営基金として59,132,000円交付されている。(平成30年度末残高 56,838千円)	H30以前～ R8以降	900	農林水産課
オートレース運営事業	オートレース事業のうち、施行者の固有事務を除く、競走の実施に関する事務を包括的民間委託することにより、事業継続を図る中で、市の収益保証を確保し、累積赤字及びリース料残額の累積債務の解消を図っていく。	H30以前～ R8以降	15,538,196	公営競技事務所
ミッドナイトオートレース開催事業	更なる累積債務の早期解消及び地域公益事業などの地域福祉への貢献を更に充実させるため、収益性の高いミッドナイトオートレースを実施する。	H30以前～ R8以降	6,294,275	公営競技事務所
山陽オートレース場スタンド棟等整備事業	○鉄筋コンクリート造 ○一部鉄骨構造5階地下1階 ○延床面積14,390㎡ ○基本構想・基本計画に基づき、新築・減築に向けた基本設計・実施設計を令和2年度中の完成を目指していたが、詳細設計を終えることができなかった。したがって、施設改修中における施設の使い方や営業方法を含め、施設整備に係る全体的な見直しを行う。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	公営競技事務所
選手退職金支給制度一部補助事業	一般社団法人全日本オートレース選手会共済会の退職金制度は財政状況の悪化から新規の積立を受け付けておらず、H27年度以降入所の選手については、退職時に同会からの退職金支給が全くない状況である。このような中、選手会山陽支部では、退職後の選手の生活の安定を図るため、独自の退職金制度の創設を企図している。同制度は、各選手が毎年一定額(現時点の案:20万円程度×所属選手70人)を積み立てることを想定している。本事業は、レースの主役として公営競技事業運営に多大な貢献を果たしてきた選手の処遇改善ため、市としても同制度に対し予算の範囲内で一部補助を行い、ひいては優秀な選手の確保とそれによる売上の向上を図るもの。	R3～ R8以降	2,000	公営競技事務所

## 施策体系外・繰出金

共有化ZTSリプレイスに伴う情報サービス操作卓等更新事業	2014年度に導入された共有化TZSシステム(日本トータ所有)は、投票集計・オッズ計算・帳票データ集計等を行う基幹的システムで、7年で更新が必要のためR3年度が更新時期にあたる。このシステムに接続するため、レース場側には情報サービス操作卓等を設置しているが、現在の設備は共有化TZSシステム初期導入以来更新しておらず2020年度で機器保守(無償)が切れ、故障した場合には対応が困難で開催に支障をきたすことから、これを未然に防止するためR3年度に更新するもの。なお、今度のスタンド改修の動向によって接続する機器の台数に変動が生じる可能性があることから、買取でなくリースでの運用とする。	R3～ R7	2,053	公営競技事務所
第5駐車場用地確定測量事業	本レース場の来場者のために確保している駐車場のうち第5駐車場(賃借地)は、レース場から最も離れており、グレードの高いレースの開催中においてもファンの駐車がない現状である。このため、返還について地権者と協議を行っている。なお、当該地を水田から駐車場用地にするにあたっては、市が盛土と砂利敷を行い土地の状態を改変しており、各地権者の所有地間の境界が確認できない状態となっていることから、当該地の返還にあたり、用地の確定測量を実施する。	R3～ R3	3,751	公営競技事務所
地域公益事業	売上金の一部を地域福祉、体育等の振興に寄与することを目的とし、周辺対策事業の一環として、市内全域を対象に公共施設の改修を行う。	H30以前～ R8以降	17,000	公営競技事務所
市有財産維持管理事業	国から譲与された法定外公共物の適正な維持管理を行う。	H30以前～ R8以降	402	土木課
公共下水道事業繰出事業	公営企業会計の経費負担区分の原則に基づいて、一般会計が負担すべき経費を支出する。	H30以前～ R8以降	1,179,660	都市計画課
契約・入札事務	地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の関係法令、山陽小野田市財務規則等に基づき入札を執行する。	H30以前～ R8以降	113	監理室
検査事務	地方自治法第234条の2に基づき、契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了を確認するため、必要な検査を行う。	H30以前～ R8以降	75	監理室
出納審査事務	会計管理者の権限に属する事務を補助し、円滑な予算執行と健全な財政運用を推進するため、収入に関しては、速やかに財務会計システムへの読込作業を行い収納処理するとともに、支出に関しては、支出伝票を厳正に審査し、適正かつ正確な出納審査事務を行う。	H30以前～ R8以降	1,965	出納室
決算書作成事務	出納閉鎖後3ヶ月後以内に決算書を調整し、法令に定める書類とあわせて市長へ提出する。	H30以前～ R8以降	241	出納室
公金管理事務	公金の適正かつ安全な管理を行い、関係各課の現金出納の検査を実施する	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	出納室
厚狭地区複合施設維持管理業務	山陽総合事務所、保健センター、厚狭公民館及び厚狭図書館で構成する厚狭地区複合施設の管理を一元的に行い、安定した施設運営、維持管理を行う。	H30以前～ R8以降	27,476	地域活性化室

## 施策体系外・繰出金

保健センター空調機器更新事業	保健センターの空調機器は設置から25年が経過しており、修理部品の調達も困難となっている。また、老朽化に伴う故障も発生していることから、空調機器を更新する。	R2～ R3	28,190	地域活性化室
保健センター2階集団指導室ワイヤレスマイク更新事業	2005年に電波法関連法令である無線設備規制において、無線設備のスプリアス発射(必要周波数帯の外側に発射される不要な電波)の強度の許容値が改正された。このため、規則に適合するよう、保健センター2階集団指導室のワイヤレスマイクを更新する。	R3～ R3	95	地域活性化室
厚狭地区複合施設トイレ改修工事事業	厚狭地区複合施設のトイレについて、施設利用者が快適にトイレを利用できるように暖房・洗浄機能つき便座に取り替える。	R3～ R3	2,365	地域活性化室
教育委員会事業	教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置されている。教育長と委員4人で組織し、定例会議を毎月1回開催(必要に応じ、別途、臨時会を開催)し、委員の合議により、教育に関する一般方針等を決定する。	H30以前～ R8以降	3,179	教育総務課
教育委員会事務局事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に事務局を置き、教育委員会の方針・決定の下に、教育長が事務の統括と職員の指揮監督を行い、具体の事務を行う。	H30以前～ R8以降	2,364	教育総務課
教育長会議参加事業	都市教育長会は教育行政間の連携・協調を深めるために設立された、市教育長で構成する団体で、本市の教育長が全国・中国地区・山口県の各都市教育長会会議に参加し、共通の課題に解決の知恵を出し合い、最新動向や先進事例を学ぶ。	H30以前～ R8以降	232	教育総務課
教育委員の資質・能力向上事業	教育長及び教育委員が、全国研修大会への参加や他自治体の視察等を行い、地域の実情や特性に応じた特色ある優れた施策についての意見交換や教育委員会のあり方等について研究協議等を行い、その職務遂行に必要な見識を深め資質・能力を向上させる。	H30以前～ R8以降	252	教育総務課
学校施設等管理事業(産業廃棄物処理業務)	市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	H30以前～ R8以降	2,902	教育総務課
山陽小野田市教育振興基本計画策定事業	平成18年12月に教育基本法が改正され、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育振興基本計画の策定に努めるよう規定された。本市においても、本計画を策定し山陽小野田市教育の方針を示す。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	教育総務課
監査委員事務事業	事務事業全般にわたり、予算及び法令等に照らし、財務や管理、経営について適正かつ効率的、効果的な行政運営が図られているか、またその運営において、住民の福祉の増進と最少の経費による最大効果及び組織、運営の合理化が図られているかについて監査を実施する。	H30以前～ R8以降	2,662	監査委員事務局
議会運営事務	議員報酬の支給、備品の管理、消耗品の購入、設備の修繕、公用車の維持管理など議会の運営に必要な事務を行う。	H30以前～ R8以降	171,307	議会事務局
本会議、委員会運営事務	定例会と臨時会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会の運営を行い、議事録を作成する。	H30以前～ R8以降	2,068	議会事務局

## 施策体系外・繰出金

議員活動支援事務	議員提出議案、意見書の作成支援や各種調査、研究に関する情報や資料の提供等議員の活動を支援する。	H30以前～ R8以降	6,364	議会事務局
議長会等参画事務	市議会議長で構成する山口県市議会議長会や中国市議会議長会、全国市議会議長会等に参加し、相互間の連絡、共通する問題協議及び処理を行う。	H30以前～ R8以降	1,880	議会事務局
議会広報事業	議案に対する質疑や一般質問など、議会内での議論を市民に分かりやすく伝えるため、議会だよりを発行する。また、情報技術の発達も踏まえた多様な広報手段を活用し、議会の持つさまざまな情報を積極的に公開、発信する。	H30以前～ R8以降	4,255	議会事務局
議会広聴事業	市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、さまざまな形で市民の意見を聞く機会を設け、実践する。	H30以前～ R8以降	51	議会事務局
選挙管理委員会運営事業	選挙管理委員会の運営及び選挙人名簿、在外選挙人名簿の調製並びにこれに関係ある事務を管理する。	H30以前～ R8以降	1,846	選挙管理委員会事務局
衆議院議員選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布する。公示日の翌日から期日前投票(3か所)及び不在者投票(市内・外病院等)を、選挙期日に投票(31か所)及び開票を行い、開票結果を県選挙管理委員会に報告する。	H30以前～ R8以降	36,811	選挙管理委員会事務局
山口県知事選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布する。告示日の翌日から期日前及び不在者投票を、選挙期日に投票及び開票を行い、開票結果を県選挙管理委員会に報告する。	H30以前～ R8以降	31,337	選挙管理委員会事務局
山陽小野田市長選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布する。告示日の翌日から期日前及び不在者投票を、選挙期日に投票、開票及び選挙会を行い、当選人を決定する。 公職選挙法の改正により、平成19年3月22日から市長選挙における選挙運動のために使用するビラの頒布が可能となったが、作成費の公費負担は見送っていた。平成31年3月1日から市議会議員選挙においても、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるようになった。令和3年執行の市議会議員選挙が法改正後の初めての選挙であり、候補者のマニフェストを選挙人に広く確実に知らせるため、ビラを作成することが見込まれる。そのため、条例を改正し、この度の市長選挙からビラ作成費についても公費負担の対象とする。他の公費負担の基準額についても、国の法令の基準額に合わせ候補者の選挙運動費用の軽減を図り選挙運動の活性化を促す。	H30以前～ R8以降	22,164	選挙管理委員会事務局
山陽小野田市議会議員選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布する。告示日の翌日から期日前及び不在者投票を、選挙期日に投票、開票及び選挙会を行い、当選人を決定する。 公職選挙法の改正により、平成31年3月1日から市議会議員選挙において、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるようになった(市長選挙においては平成19年3月22日から頒布が可能)。令和3年執行の市議会議員選挙が法改正後の初めての選挙であり、候補者のマニフェストを選挙人に広く確実に知らせるため、ビラを作成することが見込まれる。そのため、条例を改正し、ビラ作成費についても公費負担の対象とする。他の公費負担の基準額についても、国の法令の基準額に合わせ候補者の選挙運動費用の軽減を図り選挙運動の活性化を促す。	H30以前～ R8以降	57,888	選挙管理委員会事務局

## 施策体系外・繰出金

<p>期日前投票所増設事業 (赤崎公民館)</p>	<p>投票率が低迷している小野田地区南部の選挙人の利便性を高めるため、期日前投票所を赤崎公民館に増設する。当地区への設置については、山陽地区の期日前投票所2か所に対し小野田地区が1か所である公平化を図る目的もある。 ※R1年参議院議員通常選挙選挙平均投票率45.96%、小野田地区南部の投票率43.20% 地元市民からの要望もあり、公民館内のネットワークが使用でき初期設置費用も抑えられるため、令和3年の市議会議員選挙から開設する。</p>	<p>R2～ R8以降</p>	<p>1,847</p>	<p>選挙管理委員会事務局</p>
<p>期日前投票所増設事業 (大型商業施設)</p>	<p>全国的に、選挙人の利便性を高めるため、人が多く集まる大型商業施設等に期日前投票所を開設する自治体が増えている。本市においても、投票率が低い若年層が多く集まる大型商業施設(おのだサンパーク)に期日前投票所を増設し、選挙人の利便性を高める。開設時期は、事業費の9分の5を国会議員選挙費国庫委託金での補填が見込まれ、選挙執行時期が確定している令和4年参議院議員通常選挙からとする。</p>	<p>R3～ R8以降</p>	<p>300</p>	<p>選挙管理委員会事務局</p>
<p>投票所入場券印刷アウトソーシング事業</p>	<p>投票所入場券の印刷・封入作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入サービスの委託を行う。</p>	<p>R2～ R8以降</p>	<p>1,272</p>	<p>選挙管理委員会事務局</p>